

令和3年度特定健康診査を受診された方に QUOカードを進呈します

令和3年4月1日から令和4年2月末日までに、特定健康診査を受診された方に500円のQUOカード（ジェネリック医薬品お願いカード兼用）を進呈いたします。

当組合加入の40歳～74歳までの方を対象に、**無料**で特定健康診査を実施しております。

特定健康診査は毎年受診することにより、変化していくご自身の体の状態を知り、健康管理を意識した生活を送るために大切な健診です。

当組合の受診率は、全国的に低い水準で経過しております。

健診の大切さを認識いただき、一人でも多くの方に受診いただくよう組合員の皆様のご協力をお願いいたします。

【1種組合員（事業主）の皆様へのお願い】

2・3種組合員が勤務する診療所において行われた事業主健診（労働安全衛生法に基づく健診（定期健診））の『健診結果票（写）』と次頁の『特定健康診査質問票』をご記入のうえ支部事務所へお送りください。特定健康診査を受診したことになり、500円のQUOカードを進呈いたします。

※40歳以上74歳以下の者で事業主健診時に当組合に加入している者に限る。

※実施された事業主健診が労働安全衛生法に定められた項目と異なる（または不足がある）場合、QUOカード進呈の対象にならない場合があります。

※なお、事業主健診で「特定健診受診券」を利用した場合（歯科医師会または全国歯支部による健診事業など）は特定健診受診済みとなりますので、後日500円のQUOカードを進呈します。ご不明な場合は支部事務所へお問い合わせください。

＜提出書類＞

- ①健診結果票（写）
- ②特定健康診査質問票（要記入）



【家族の皆様へのお願い】

家族の方でパート先の会社等で事業主健診を受けられ、健診結果等がお手元にある場合は、上記同様の提出書類を支部事務所へお送りいただくことにより、500円のQUOカードを進呈いたします。

※40歳以上74歳以下の者で事業主健診時に当組合に加入している者に限る。

※実施された事業主健診が労働安全衛生法に定められた項目と異なる（または不足がある）場合、QUOカード進呈の対象にならない場合があります。